

住宅型有料老人ホーム事務手続フロー

手続き	設置予定者	福祉指導課
「開発許可又は建築許可申請前」もしくは「建築確認申請前」	事前相談	有料老人ホームの設備基準等の確認、相談
	事前協議1	<p>事前協議1様式提出 ※「事前協議等における主な添付書類一覧」参照</p> <p>提出 → 受付・審査</p> <p>※事前協議の予約をしてください。 ※書類の補正等が必要な場合は複数回協議を行う必要があります。</p>
「開発許可又は建築許可申請後」もしくは「建築確認申請後」	事前協議2	<p>事前協議2様式提出 ※「事前協議等における主な添付書類一覧」参照</p> <p>提出 → 受付・審査</p> <p>※事前協議の予約をしてください。 ※書類の補正等が必要な場合は複数回協議を行う必要があります。</p>
	設置届	<p>設置届提出 ※「様式第一号(二)老人福祉施設設置の届出書」参照</p> <p>提出 → 受付・審査 補正・交付 → 受理通知の交付</p> <p>※審査、補正には2か月程度の期間を要します。 ※提出された書類を福祉指導課で審査し、必要に応じて補正をしていただきます。 ※受理通知の交付後に入居募集を行ってください。</p>
建築確認後	開設前の現地確認	開設日までに福祉指導課職員が施設に伺い、設備基準を確認させていただきます。



開設

- ・基本的には、上記フローの通りに手続きを行いますが、これによりがたい事情がある場合はご連絡ください。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の設置の手続きについては、本市住宅課にお問い合わせください。

高槻市健康福祉部福祉指導課
TEL：072-674-7821